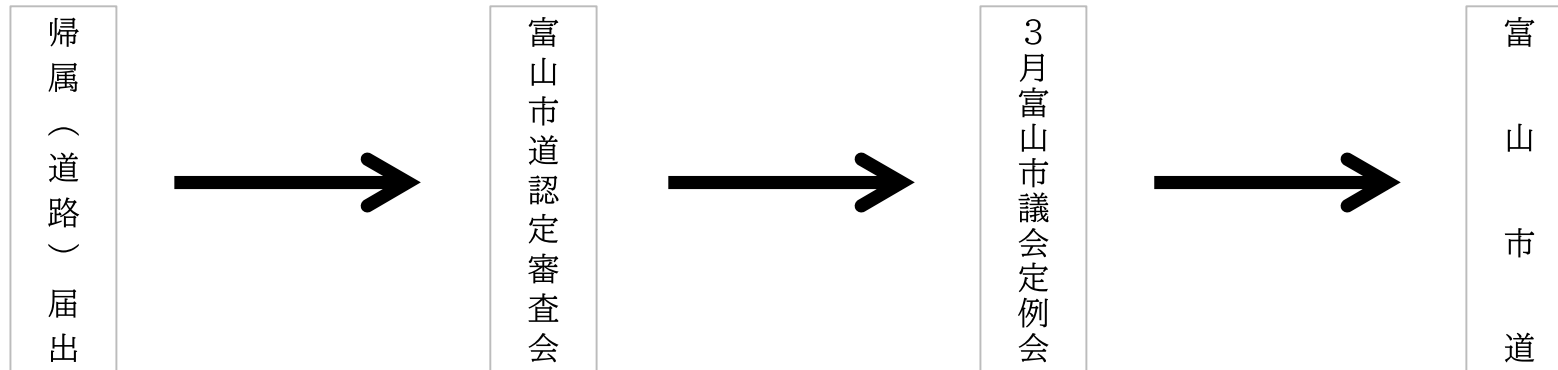


開発行為に伴う富山市道認定の流れ

[※月日は年度扱い]



届出は、例年、8月11日×切
[休日の場合は、その前の平日]
(注1)届出後に書類不備の補正が
されないときは届出の受付
になりません。
(注2)書類不備の補正は、例年、
9月14日×切
[休日の場合は、その前の平日]

例年、審査会は10月上旬に開
催されます。
(注)審査会で承認が得られなけ
れば富山市道になりません。

例年、3月富山市議会定例会
の議案となります。
(注)富山市議会定例会で
承認が得られなければ
富山市道になりません。

例年、3月31日に富山市道となります。
(注1)帰属(道路)届出の受付がされて
いないものは富山市道になりま
せん。
(注2)富山市道認定審査会で承認が
得られていないものは富山市道
になりません。
(注3)3月富山市議会定例会の議案で
承認が得られていないものは
富山市道になりません。

【重要】

都市計画法40条2項では、工事完了公告の翌日が富山市へ帰属となりますが、その段階では富山市道にはなりませんので、ご注意ください。
富山市道認定審査会及び富山市議会定例会の承認が得られて、3月31日に富山市道となります。
帰属(道路)から富山市道になるまでの期間は、協議書第1条の規定により、開発業者の管理となります。